

資料8

26.9.26 生活困窮者自立支援制度
全国担当者会議

モデル事業実施状況調査 集計結果について

モデル事業実施状況調査集計結果（抜粋）について

調査の概要

- 平成26年度社会福祉推進事業（自立相談支援機関設置・運営の手引き完成と支援調整会議等の事例調査研究）において、自立相談支援機関の設置・運営に関する手引きを作成するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体（254箇所）を対象に、モデル事業実施状況の調査を実施。

【実施機関】 一般社団法人北海道総合研究調査会

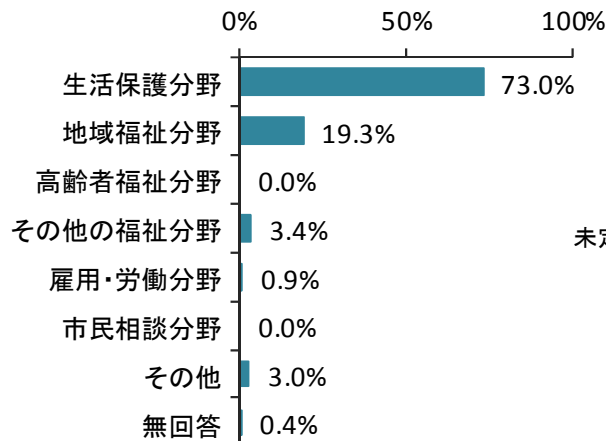
【調査期間】 平成26年5月20日～6月23日、8月12日～9月5日（2回に分けて実施）

【回収状況】 233箇所（277圏域）／254箇所（回収率91.7%）

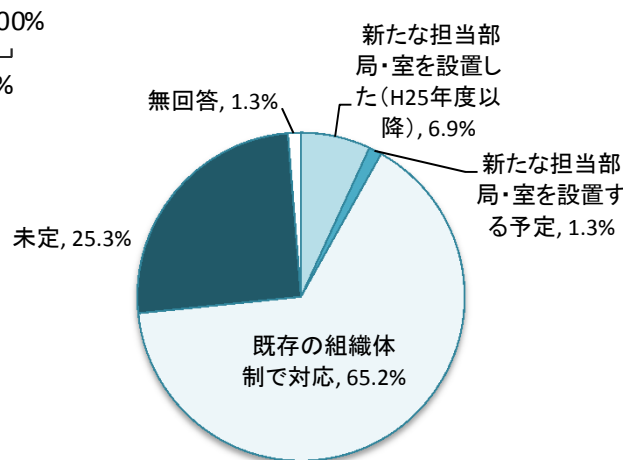
1 主管部局

- モデル事業を実施している主管部局の分野については、生活保護分野が7割を超え、地域福祉分野が2割であった。
- 新たな担当部局等の設置については、既存の組織で対応する自治体が6割を超えるが、新たな担当部局を設置または設置する予定の自治体も1割弱みられた。しかし、まだ未定と回答した自治体が2割を超えている。
- モデル事業で実施する事業は、自立相談支援事業以外では就労準備支援事業が4割弱、家計相談支援事業が3割弱であった。

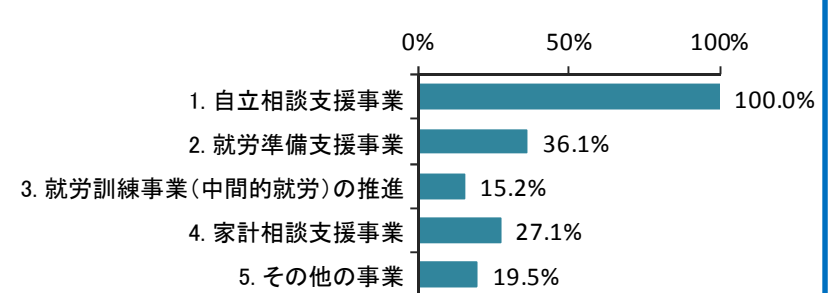
(1) 主管部局の分野



(2) 新たな担当部局・室等の設置



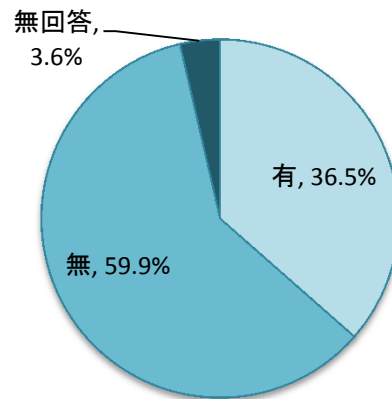
(3) モデル事業で実施する事業



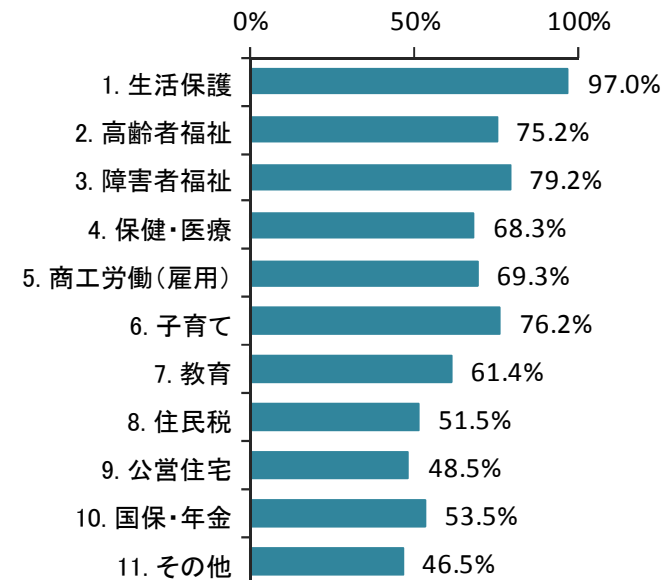
2 庁内体制の整備

- 庁内関係部署との協議の場を設置している自治体は4割弱であり、6割が協議の場を設置していない状況にある。
- 庁内の協議の場に参加している部署・課は、福祉分野のみならず、雇用、子育て、税、住宅、産業など、様々な分野との連携が図られている。
- 具体的な協議内容では、制度に関する周知・理解のほか、他部署からの紹介体制の構築、他制度と連携した支援方法についての協議が行われている。

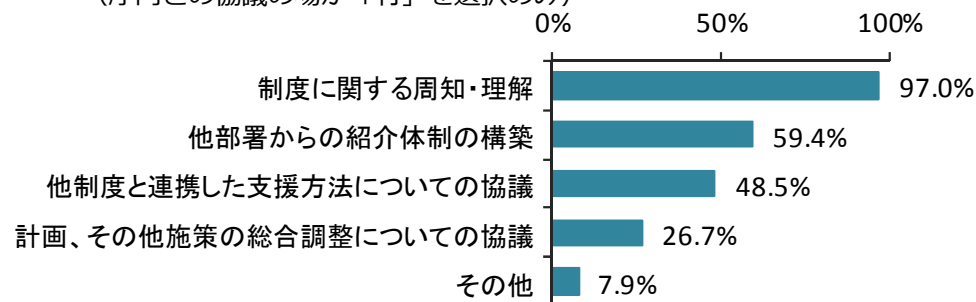
(1) 庁内関係部署との具体的な協議の場の設置状況



(2) 協議の場の参加部署・課 (複数回答)
(庁内との協議の場が「有」を選択のみ)



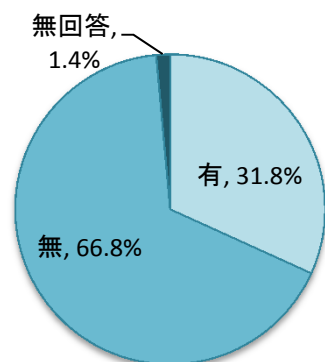
(3) 協議の場での具体的な協議内容 (複数回答)
(庁内との協議の場が「有」を選択のみ)



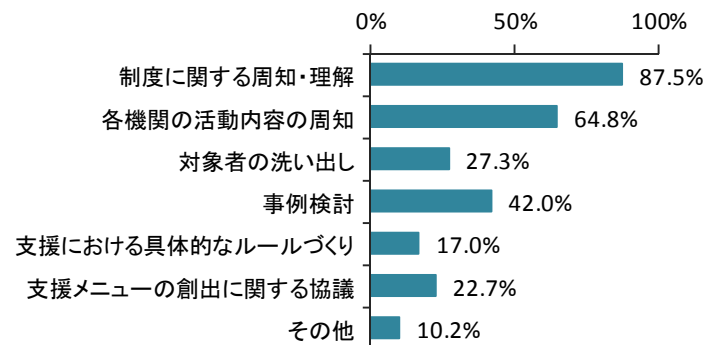
3 関係機関との連携体制

- 約3割の自治体で庁外の関係機関等との協議の場が設置されており、福祉事務所、ハローワークだけでなく、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、保健所・保健センターなど様々な分野との連携が進められている。

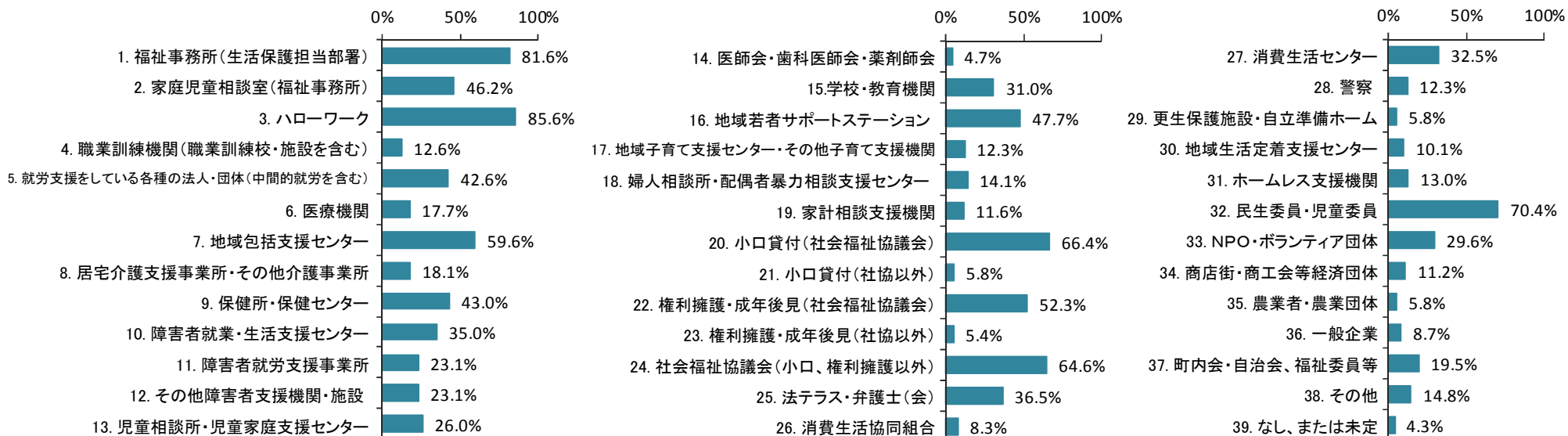
(1) 庁外の関係機関・関係者との協議の場の設置状況



(2) 協議の場での協議内容（複数回答）（庁外との協議の場が「有」を選択のみ）



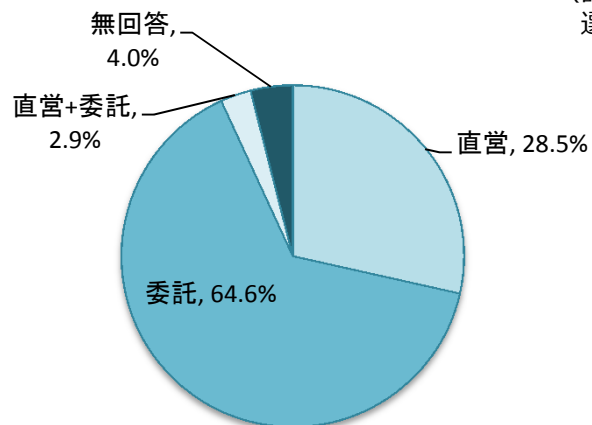
(3) 地域の生活困窮者支援体制構築にあたり連携を呼びかける機関（複数回答）



4 実施形態

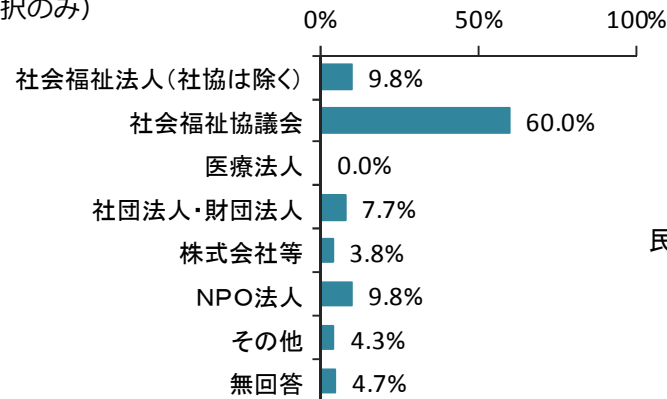
- 自立相談支援機関の設置について、委託が6割を超えており、委託先は多岐にわたるが、社会福祉協議会が6割と多く、社会福祉法人、NPO法人が約1割となっている。また、自立相談支援機関の設置場所については、役所・役場内が4割、受託した法人施設内が3割となっており、そのほか民間事務所ビルに借用、公的施設内が1割を超えている。
- 委託先の決定方法は、随意契約が6割強と最も多く、委託先選定の決め手となった要因としては、これまでの類似事業の実績が8割弱と最も多く、次いで専門的な人材が確保されている、地域でのネットワークが豊富と続いている。

(1) 自立相談支援機関の設置形態



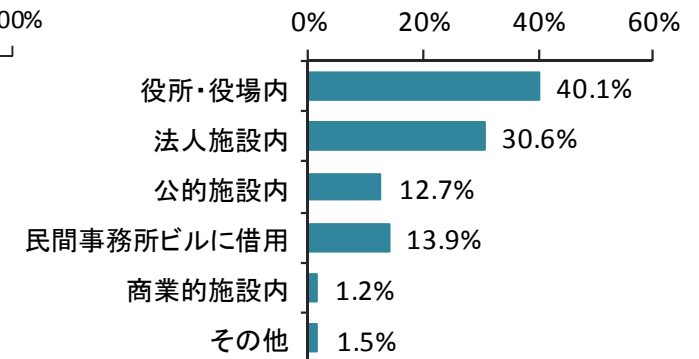
(2) 委託先

(記載のあった自立相談支援機関(324件)の中で「委託」を選択のみ)



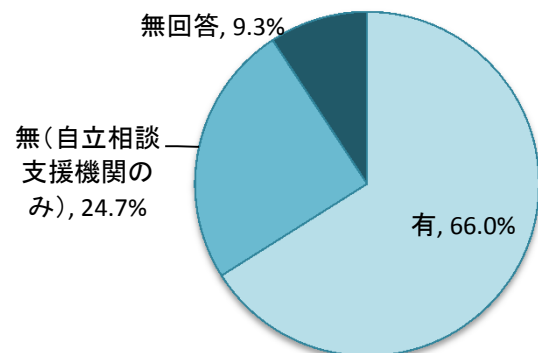
(3) 自立相談支援機関の設置場所

(記載のあった自立相談支援機関324件)



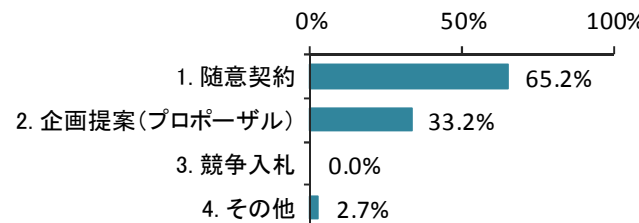
(4) 他の併設施設・相談窓口等の有無

(記載のあった自立相談支援機関324件)



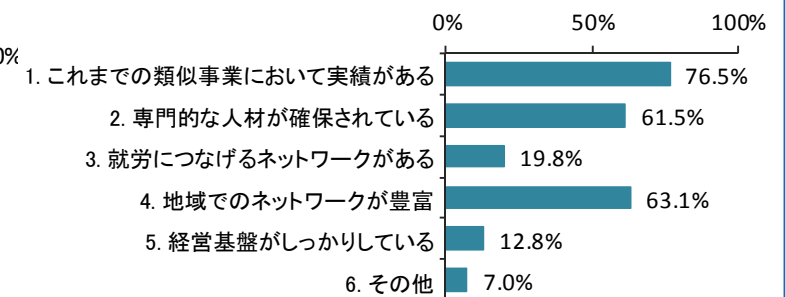
(5) 委託先の決定方法

(設置形態が「委託」「直営+委託」を選択のみ)



(6) 委託先選定の決め手となった要因

(設置形態が「委託」「直営+委託」を選択のみ)



5 職員体制

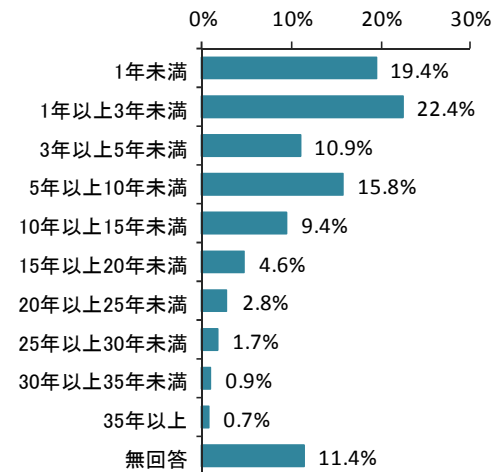
- 自立相談支援機関の職員は、概ね人口に比例して配置職員数が増えている。
- 相談支援員の経験年数は、1年以上3年未満が最も多く2割強、次いで1年未満が2割弱となっている。
- 相談員が保有する資格は、社会福祉士や社会福祉主事が多くなっている。「特になし」の2割は特徴的といえる。
- 職員研修で実施したこととしては、法の趣旨の理解が最も多く5割を超え、それ以外は概ね3割程度となっている。
- 自立相談支援機関に従事する職員の他事業との兼務の状況については、就労準備支援事業、家計相談支援事業が2割弱のほか、その他の生活困窮者自立支援制度に関する事業との兼務も1割弱となっている。また、それ以外の事業との兼務も2割弱となっている。

(1) 自立相談支援機関の職員体制（人口規模別）

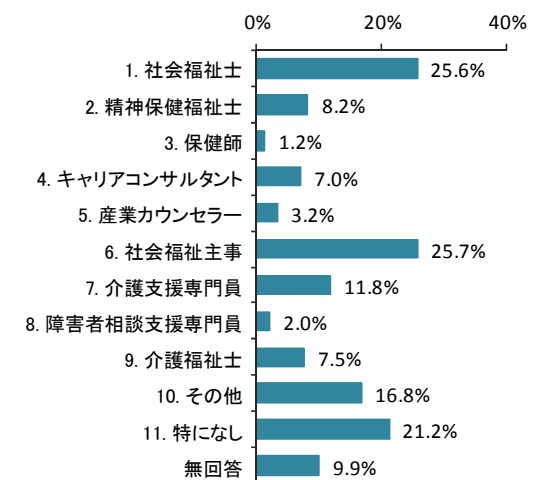
1 圏域あたり平均職員数 ※職員記載のあった213機関について

	全職員数(兼務含む)	うち			
		正職員数の人数	主任相談支援員の数	相談支援員の数	就労支援員の数
5万人未満 (53圏域)	2.98	0.60	0.76	1.66	0.64
5万人以上10万人未満 (52圏域)	3.14	0.48	0.87	1.79	0.75
10万人以上30万人未満 (60圏域)	4.05	0.37	0.83	2.28	0.63
30万人以上50万人未満 (20圏域)	6.35	0.70	1.00	4.40	2.15
50万人以上100万人未満 (18圏域)	7.72	0.44	1.44	5.33	2.72
100万人以上 (10圏域)	7.50	0.00	1.40	3.00	1.70
全体 (213圏域)	4.25	0.47	0.92	2.50	1.03

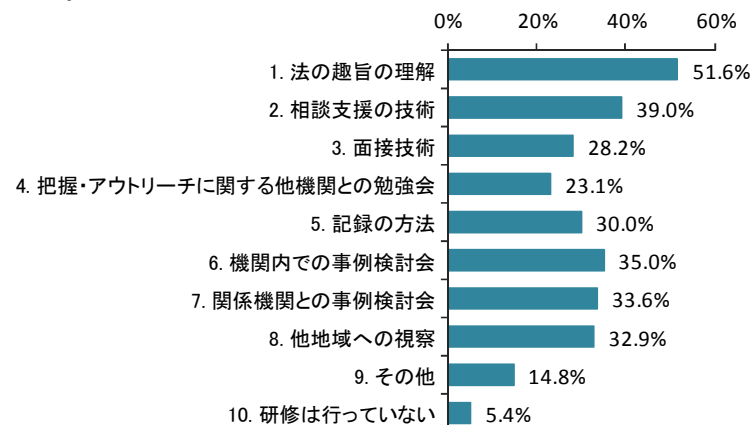
(2) 相談支援員の経験年数



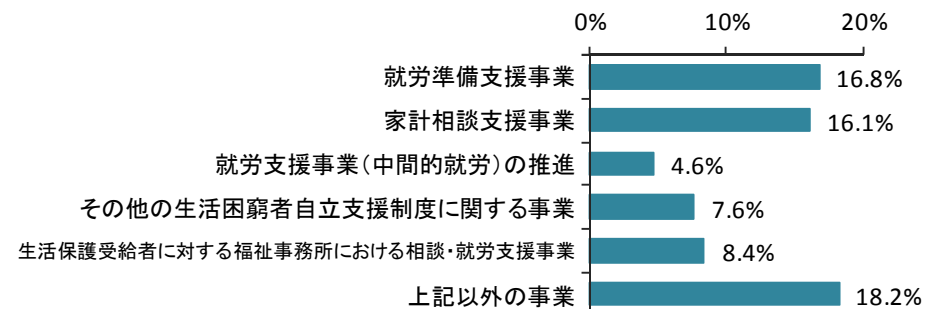
(3) 職員が保有する資格（複数回答）



(4) 職員研修において実施したこと



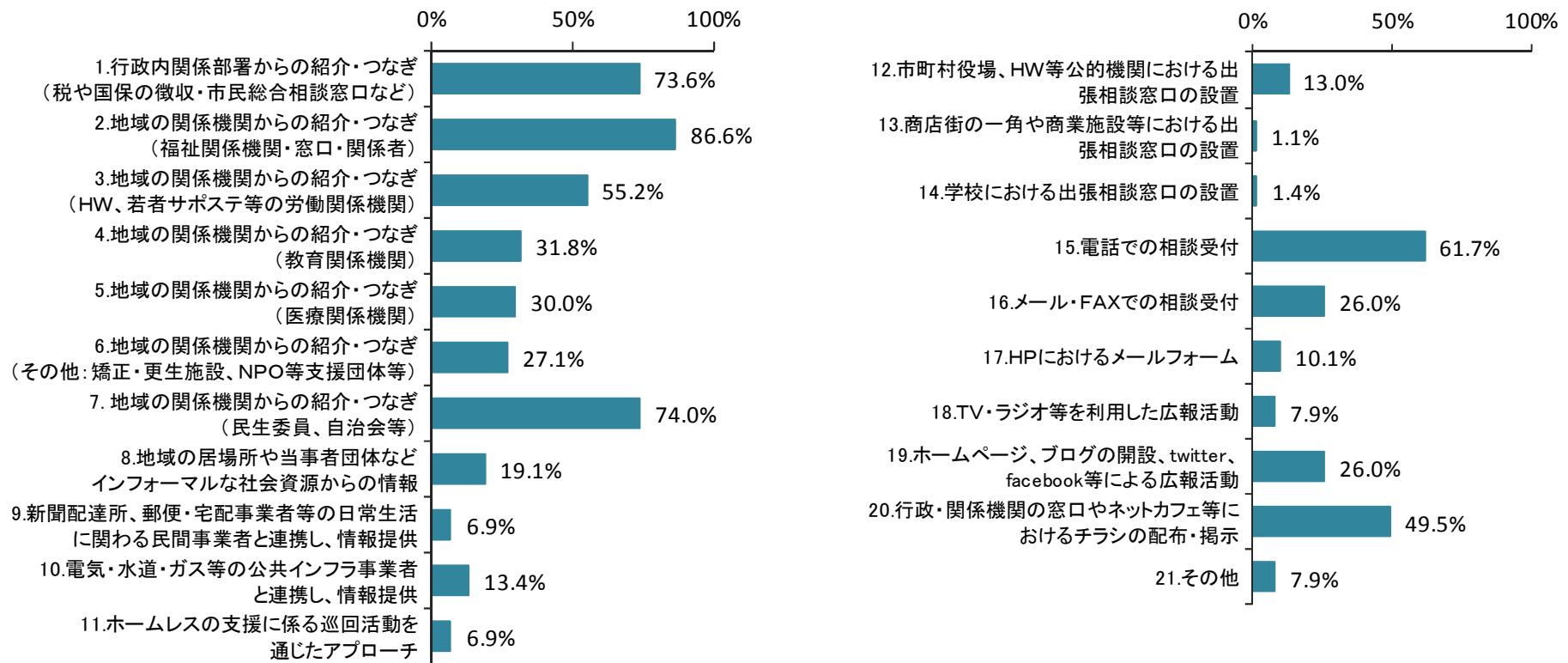
(5) 他事業との兼務の状況（複数回答）



6 把握・アウトリーチの方法

- 対象者の把握については、地域の民生委員や福祉・労働の関係機関から紹介・つなぎや、行政内部からの紹介つなぎが多く、電話による相談やチラシの配布・掲示も半数程度の自治体で取り組んでいる。
- また、単に窓口で相談を待つだけでなく、出張相談や窓口の開設などにより、積極的に生活困窮者を発見する取組を行っている自治体もある。

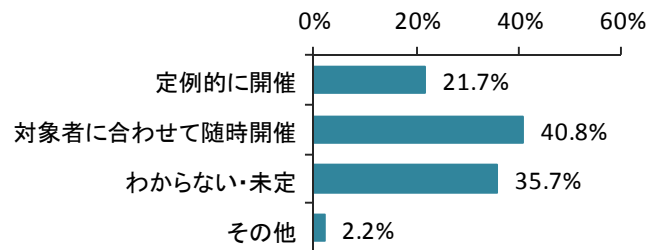
支援対象者の把握・アウトリーチの方法（複数回答）



7 支援調整会議の実施

- 支援調整会議は、日程を決めて定期的を開催する場合と対象者に合わせて随時開催する場合があるが、随時開催が4割を占めており、3割以上がまだ開催していないなど未定である。また、随時開催よりも定期的に開催されている会議の方が1回あたりの取扱いケース件数が多くなっている。
- 構成メンバーの決定方法については、委託先の機関が決定、関係機関と協議のうえ決定がともに3割を超えており、行政が決定する場合は2割である。
- 支援調整会議への本人の同席については、必要に応じて求めるが4割強、同席を求めないが4割となっている。

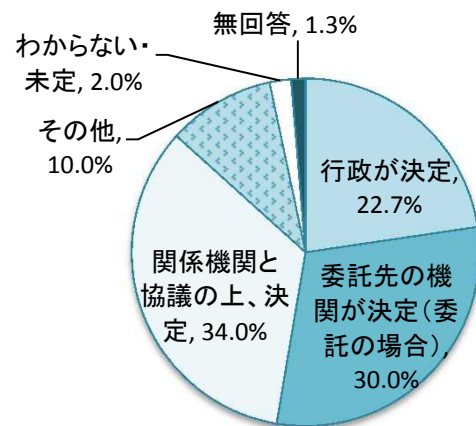
(1) 開催時期 (複数回答)



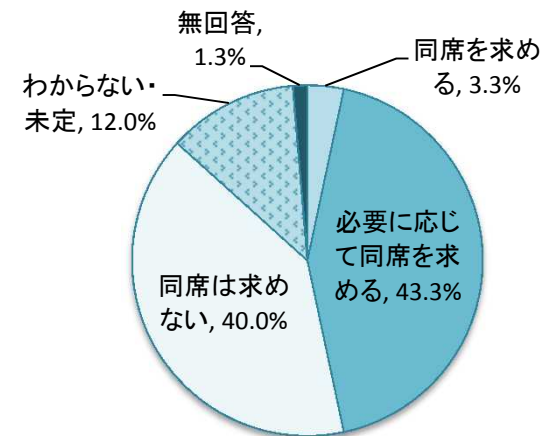
(2) 1回あたり取扱いケース件数

定期的で開催	平均	5.4件
随時開催	平均	2.5件

(3) 構成メンバーの決定方法 (定期開催、随時開催を選択のみ)



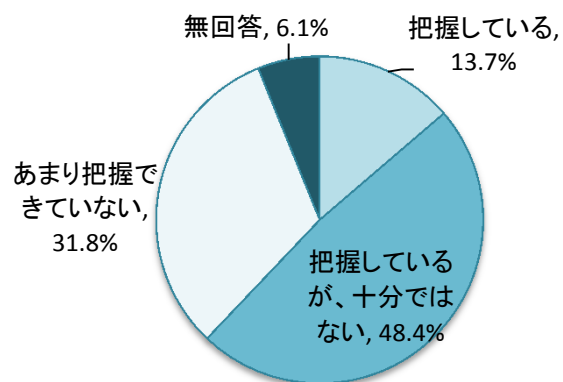
(4) 本人の同席 (定期開催、随時開催を選択のみ)



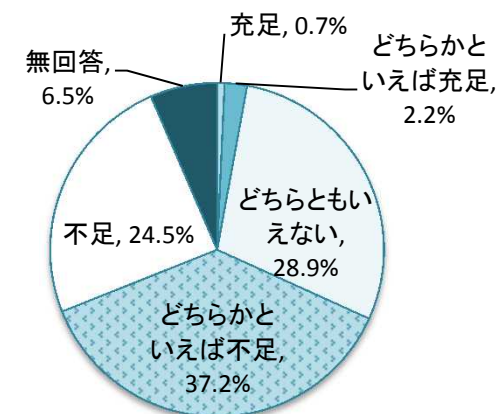
8 地域づくり

- 地域の関係機関やインフォーマルサービス等の社会資源については、「把握しているが十分ではない」が約5割、「あまり把握できていない」は約3割となっており、自治体の把握に向けた取り組みも必要である。
- 生活困窮者支援を行うための社会資源については、「どちらかといえば不足」「不足」としている自治体が6割を超えており、その中でも特に就労先（一般就労、中間的就労）が不足していると捉えている地域が多い。また、NPO等の支援団体が不足している地域もあり、公的な資源だけでなく、インフォーマルな資源も含めた資源の開発が必要である。
- 生活困窮者支援を通じた地域づくりについては、就労先や就労訓練の場の開拓に向けて取組を行っている割合が3割強となっている。

(1) 地域の関係機関やインフォーマルサービス等の社会資源の把握状況

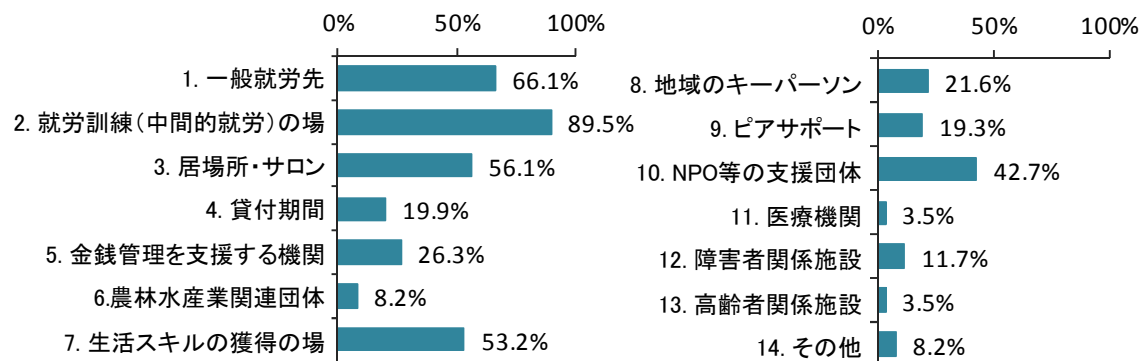


(2) 地域における生活困窮者支援を行うための社会資源の状況



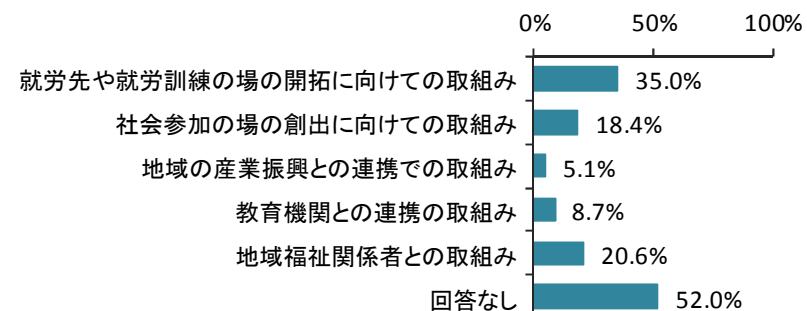
(3) 不足している社会資源（複数回答）

（社会資源の状況が「どちらかといえば不足」「不足」を選択のみ）



(4) 生活困窮者支援事業を通じた「地域づくり」

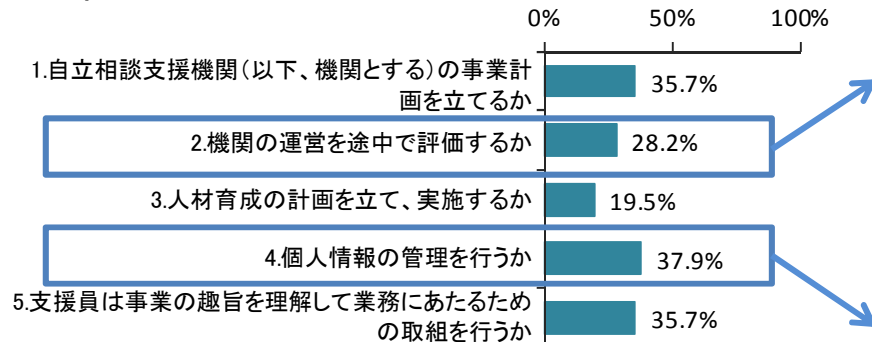
について現在行っていること（複数回答）



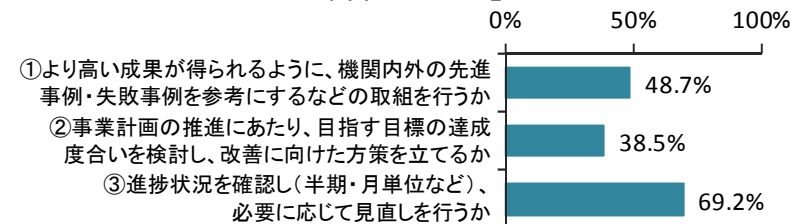
9 事業評価

- 事業評価に関して、「体制整備・運営計画」については、4割弱が個人情報の管理や事業計画に着目している。また、3割弱が運営途中で評価するとしており、その中では、進捗状況を確認し、必要に応じて見直すとしているところが7割となっている。また、個人情報の管理に着目した場合、8割強で職員が意識するよう指導しているとしており、管理者を定める点については3割程度となっている。
- 相談支援業務については、事業の運営自体を評価するとしているのが6割程度であり、その中では、約8割が相談受付件数・申し込み件数となっており、次いでプラン達成状況が6割、就労・増収者とプラン作成者数がともに5割程度となっている。

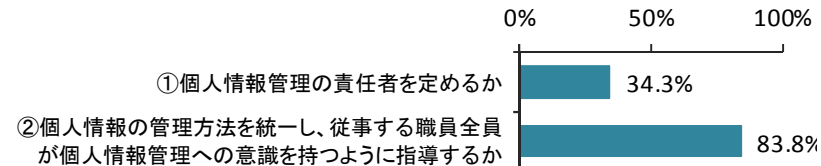
(1) 体制整備・運営計画について



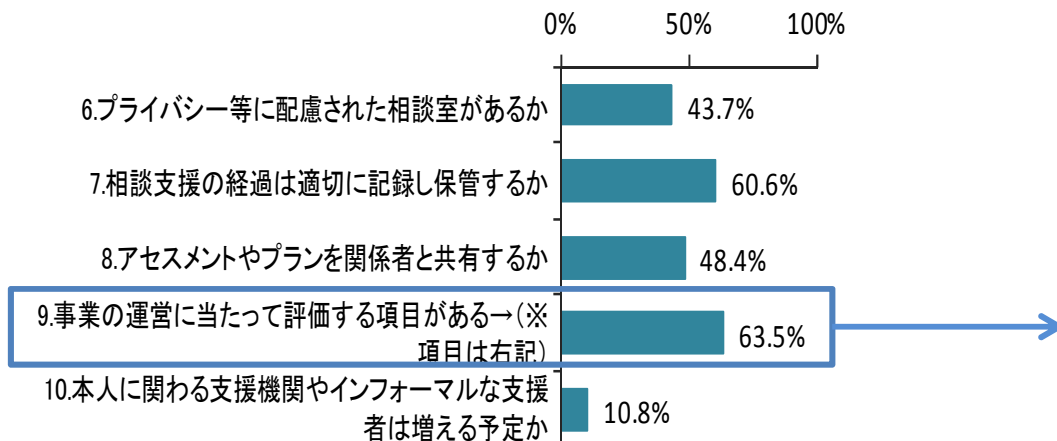
(2) 「2.機関の運営を途中で評価するか」を選択した場合



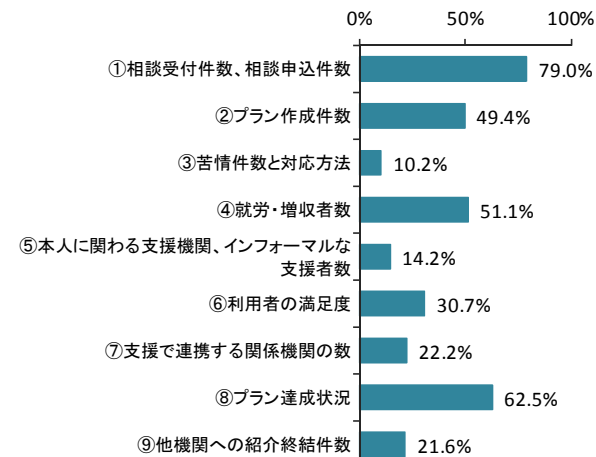
(3) 「4.個人情報の管理」を選択した場合



(4) 相談支援業務について



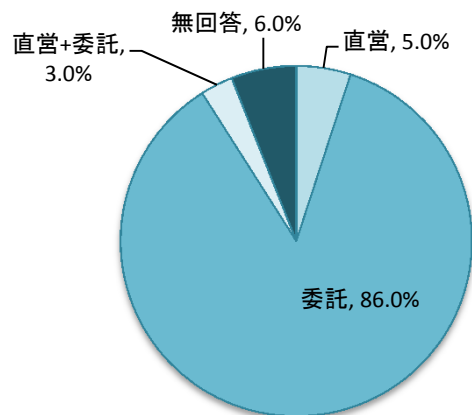
(5) 「9.事業の運営に当たって評価する項目がある」を選択した場合



10 就労準備支援事業

- 就労準備支援事業を行っている100圏域のうち、9割弱が委託となっている。その中で、約2割がNPO法人、次いで社会福祉協議会、株式会社等と続いている。
- 就労準備支援事業の職員体制は、1機関あたりの平均人数では、委託で多くなっている。また、就労準備支援担当者の経験年数は1年以上3年未満が最も多く3割を超えており、次いで3年以上5年未満と続いている。

(1) 就労準備支援事業の設置形態

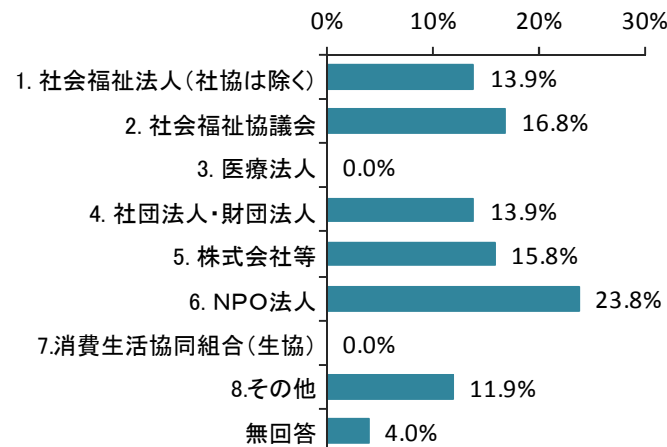


(3) 就労準備支援事業の職員体制

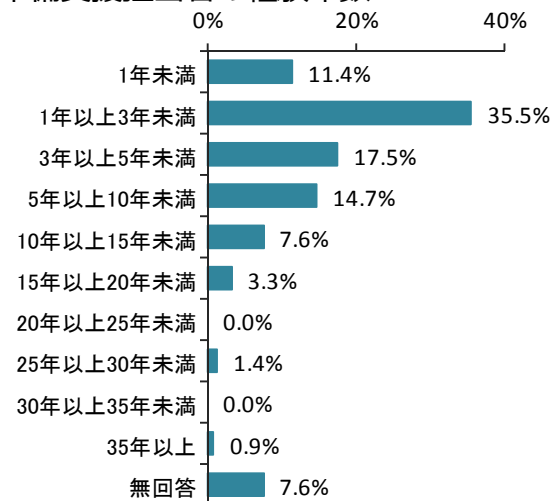
※職員記載のあった70機関について

		全体	1機関あたり平均
全職員数	(70機関)	211人	3.0人
直営	(3機関)	4人	1.3人
委託	(62機関)	187人	3.0人
直営+委託	(2機関)	13人	6.5人
無回答	(3機関)	7人	2.3人

(2) 委託先 (※委託しているとの記載があった101件)



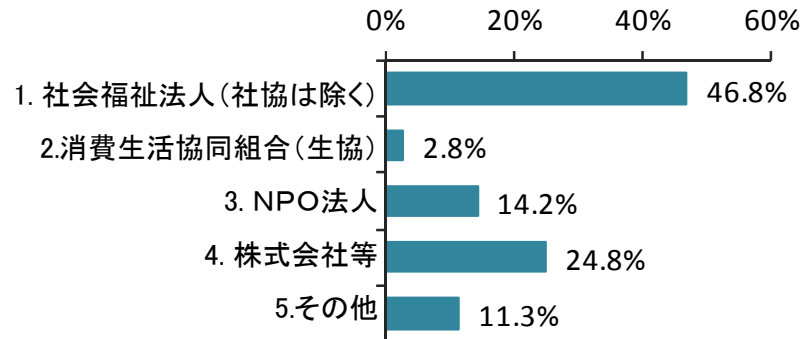
(4) 就労準備支援担当者の経験年数



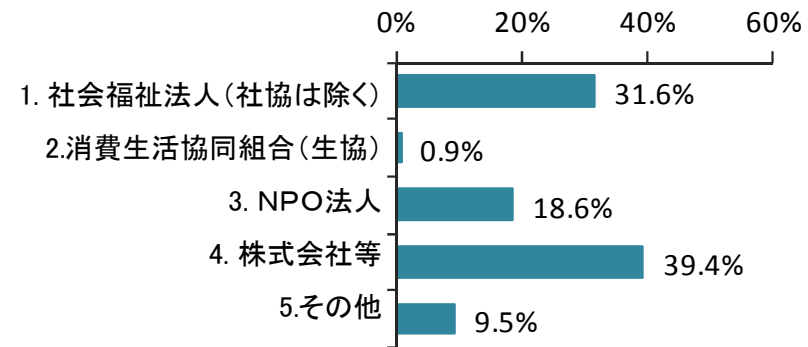
11 就労訓練事業

- 就労訓練事業者については、すでに実施している圏域は141あり、事業者は社会福祉法人がもっとも多く5割弱、次いで株式会社等、NPO法人と続いている。
- なお、今後実施予定も含めた231の圏域のうち、今後実施予定の事業者は、株式会社が4割弱となっており、今後は社会福祉法人だけでなく民間企業の巻き込みも予想される。

(1) 就労訓練事業者（すでに実施している事業者）



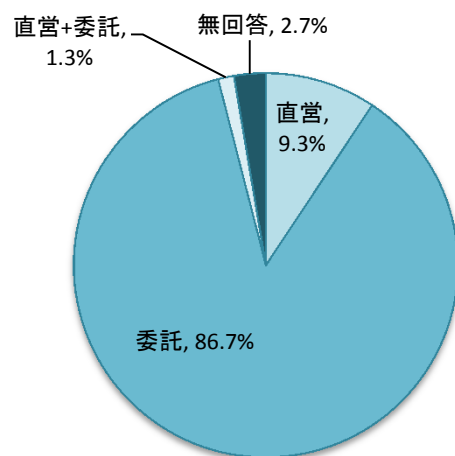
(2) 就労訓練事業者（今後実施予定の事業者）



12 家計相談支援事業

- 家計相談支援事業を行っている75圏域のうち、9割弱が委託となっている。その中で、約半数が社会福祉協議会、次いでNPO法人となっている。
- 家計相談支援事業の職員体制は、1機関あたりの平均人数では、直営で多くなっている。また、家計相談支援員の経験年数は1年以上3年未満が最も多く3割弱となっており、次いで3年以上5年未満と続いている。

(1) 家計相談支援事業の設置形態

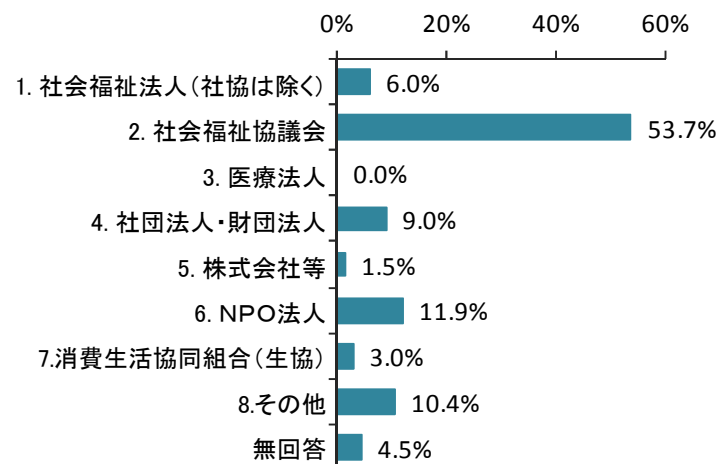


(3) 家計相談支援事業の職員体制

※職員記載のあった58機関について

	全体	1機関あたり平均
全職員数 (58機関)	179人	3.1人
直営 (6機関)	26人	4.3人
委託 (51機関)	147人	2.9人
直営+委託 (1機関)	6人	6.0人

(2) 委託先 (記載のあった委託先67件について集計)



(4) 家計相談支援員の経験年数

